

第1章 総則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条（目的） この条例は、二元代表制の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。	※定義のため、評価の対象外			

第2章 議会及び議員の活動原則

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第2条（議会の活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員の自由な発言を重んじること。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
(2) 公平公正な開かれた議会運営を行うこと。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
(3) 市民の声を把握し、市政に反映するように努めること。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議員個人として市民の声を把握、市政への反映に努めていると思うが、議会としての公聴会などで市民の声を把握していない。	
(4) 市政運営を監視及び評価すること。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
(5) 活発な議論を通して政策の立案及び提言に努めること。	・政治倫理条例及び市議会の個人情報保護条例の制定に当たっては、複数の議案が提出され、活発な議論を経て賛否が決められた（R5①）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議員間討議の場が少なく（議運の中でも限られたテーマになっている）、議会としての政策や提言に向けた十分な議論はできていない。	
(6) 不断の改革を行うこと。	・タブレット貸与及びペーパーレス会議システム導入による議会資料のペーパーレス化を実施（R5①施行実施、R5③本格実施） ・LINEWORKS導入による連絡の効率化・ペーパーレス化を実施（R5③前） ・市議会ホームページにおける議会資料掲載の早期化（R6③～）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議会発信の改革は不十分。今回の条例の検証は重要だと考える	
第3条（議員の活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 市民の代表者であることを自覚し、市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		

(2) 自己研鑽及び調査研究により、資質向上に努めること。	・毎年1回、様々なテーマの研修会を議長主催で実施	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
第4条（政治倫理）議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。	・府中市議会政治倫理条例を制定（R5①） ・府中市議会政治倫理条例に基づく宣誓書未提出議員に対して、本会議において未提出理由の意見聴取を実施（R5②） ・議長主催の議員研修でコンプライアンス研修を実施（R6①前） ・議会運営委員会でR6年度及びR7年度にコンプライアンス研修を行うことを議長に依頼することを決定（R6③）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	研修については、倫理観向上につながる内容であるかの精査が必要。	
第5条（災害時の議会等の対応）議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところにより、災害対策の対応に努めるものとする。	・ICTによる災害時の連絡体制の強化の取組として、LINEWORKSによる連絡訓練を実施（R5④前）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		

第3章 市民との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に ☒)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(議会の公開及び説明責任)				
第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。	・市議会ホームページにおける委員会会議録の公開（常任委員会H24②～、特別委員会（予決算を除く）H27臨～、議会運営委員会H30臨～、予算・決算特別委員会H30③～） ・市議会ホームページにおけるインターネット配信の実施（本会議H25②～、委員会R5③～）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	・議会報において議決の個人賛否を掲載（H29②～） ・議会傍聴について、手話通訳に加えノートテイクによる傍聴にも対応（R3予算から） ・市議会ホームページに議会報のテキストデータを掲載し、視覚に障害がある方の情報収集を円滑化（R4） ・電子採決の導入により個人賛否をより明確化（R5③～） ・議会傍聴において視覚・聴覚に障害のある方のスマホ等で音声反訳アプリ等の使用を許可（R6②～）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議会報の検討や議会傍聴への施策が進められているが、情報公開をより徹底するためには、ホームページの充実と議会としての議会報告会の開催が必要。	
第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。		☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☒ できていない ☐ その他	議案提案から審議までの時間枠で市民の意見を聴くのは時間枠として困難。	
2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	趣旨採択が無いため、陳情に対する市民のハードルが高い。誠実に審議するための土壌を検討する必要がある。	
3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。	・府中市議会政治倫理条例の制定過程で、対面による市民意見を聴取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコメントを実施（R4②～④）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	委員会としての、市民意見聴取のしくみはほとんど実行されていない。	

第4章 市長等との関係

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
（市長等と議会の関係）				
第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望書を全会派の総意で市長に提出（R2臨①） ・議会から総合計画審議会委員を選出し、総合計画の策定に参画	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（質疑等の形式）				
第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うものとする。	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更（R2②～）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議決事項の追加）				
第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の議決すべき事件として定めることができる。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			

第5章 議会の運営及び体制

（会期及び回数）				
第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			
2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月府中市条例第19号)に定めるところによる。		☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☒ その他	通年議会を取り入れるか、検討が必要	
（討議の原則）				
第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。		☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	予算決算討論については、議員の公平で自由な議論の保障として、発言数にこだわらず行なうべき。	
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。	・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫理条例制定に係る協議 ・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議における議員間討議ルールを申合せ（R5①）	☐ 概ねできている ☒ 一部できている ☐ できていない ☐ その他	議会運営委員会での議論は議員間討議が必要なテーマが多いが、それができないことで結論まで時間を要している。議員間討議のガイドラインが必要。	

条文等	取り組み状況等	評価（該当に☑）	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
（定数） 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。			
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、現段階では評価に馴染まない。			
3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、評価の対象外			
4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議会事務局） 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議会図書室） 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、議会図書室の充実に努め、これを活用する。	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース（議会ロビー）に議会図書室を設置（R5③前）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
（議員報酬） 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。	・議員が逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたときに議員報酬停止規定を報酬条例に追加（R5①）	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		
2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。	・隔年で府中市特別職報酬等審議会の答申内容の報告を聴取	☒ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☐ その他		

第6章 補則

（条例の検証等） 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を実施（R5②～）	☐ 概ねできている ☐ 一部できている ☐ できていない ☒ その他	議会改革の視点で、検証に対する具体的な時期を定めるべき。	
---	-------------------------------------	--	------------------------------	--